

2015年8月25日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

シニア・プライベートバンカー (PB) 筆記試験 (2015年春) の結果について

- 公益社団法人日本証券アナリスト協会では、シニア・プライベートバンカー (シニア PB<上級レベル>) 資格の筆記試験 (投資政策書の作成)・2015年春試験^(注) に関し、PB 資格試験委員会 (委員長: 新井 富雄 東京大学 金融教育研究センター 副センター長) の審議を経て、次のとおり合格者を決定した。

シニア PB 筆記試験・2015年春試験の受験者 52 人 (答案提出者) について、採点・合否判定の結果、合格者は 9 人、合格率は 17.3%であった。合格者 9 名は、所定の実務経験を積んでおり、シニア PB 資格が付与される。

なお、2014年秋試験までの合否判定結果と合わせた累計では、受験者数 169 名、合格者数 36 名 (=シニア PB 資格認定者)、合格率 21.3%となった。

【参考】シニア PB 合格者・累計 (36 名) の内訳

〔所属〕		〔保有資格〕	
証券会社	14 名	CMA (当協会検定会員)	20 名
銀行・信金	11 名	CFP・1 級 FP 技能士	19 名
公認会計士	2 名		(CMA との重複 6 名)
投資運用	1 名		
その他金融	3 名		
その他	5 名		

(注) シニア PB 筆記試験は、3 単位のコンピュータ試験に合格した者を対象とする試験で、課題として与えられたケーススタディについて、在宅で投資政策書を作成して提出する形式。シニア PB 筆記試験の受付・出題は、2014 年より年 2 回 (春、秋) に集約しており、今回は集約後 2 回目の合否判定。

筆記試験に合格し一定の実務経験 (CMA 以外は 2 年間の PB 関連の実務経験が必要) があれば、シニア PB 資格が付与される。

なお、投資政策書は、事業オーナーなど富裕層ファミリーのミッションを実現し、次世代以降へ事業や財産の円滑な移転を図るための提案書で、金融、不動産、自社株から税務、家族の夢の実現に至るまで目配りの利いた包括的な顧客最適な提案が求められる。その作成は、多岐にわたる高度な知識が必要なのはもちろんのこと、各分野の専門家との連携も含め、プライベートバンカーとしての総合力が問われる。

【本件に関する照会先】

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

PB 教育担当

TEL : 03-3666-1438

Email: pb@saa.or.jp

以上

(参 考)

シニア PB 筆記試験（2015 年春試験）の答案の特徴について

- 今回のシニア PB 筆記試験（2015 年春試験）の答案については、次のような特徴が見受けられました。

<改善が目立っている点>

- ▽ 全体として答案の内容が改善され、次の点でレベルアップしている。

- 提案書としての見た目の体裁が整っている答案が増加している。
- 自社株評価の計算ミスが大幅に減少している。
- ほとんどの答案で、資金運用提案について触れられている。

<改善すべき点>

- ▽ 一方で、改善すべき点として、実務的な側面からの検討が欠けている答案が目立った。

- 2015 年春試験の答案に対し、採点委員が課題として指摘したコメントを拾い上げてみると、事業承継や相続対策に関する提案・対応策の比較検討、実現可能性、効果の分析・検討において、実務的な側面から掘り下げた検討を期待するものが多い。実務的な検討による計数的な裏付けによって、提案の妥当性・履行確実性や提案の効果について説得性を高めていくことが期待される。

採点委員の特徴的なコメントは次の通り。

- 投資政策書の形式要件として求められているサマリーや、リスクとモニタリング・フォロー方法に関する記載がない答案は、減点対象とせざるを得ない。
- 提案の骨子・内容はよくできているが、その提案を選択した理由についてファミリーの視点からの説明が不十分である。
- 対策が総花的に散漫に書かれているだけで、全体のストーリーラインが弱い。推奨する事業承継対策の効果を数的に明示すべき。
- 検討項目は多く挙げられているが、何をするのが書けていないため、どのような提案をどのように実現していくのか、見えてこない。

- 全体として幅広い検討がなされているが、提案内容の実現可能性について実務的な面での検証がなされておらず、机上の検討の域を脱していない。
- 基本項目を押さえた読みやすい提案書であるが、M&A 売却の具体的な数字や、自社株引下げの具体的な効果の記述などがなく、売却によって相続税がカバーできるのか、効果が検証されていない。
- 資産管理会社の設立による自社株の保有を提案しているが、株式買取資金の原資が不明。また、相続税の納税資金対策として、法人契約による生命保険の利用、金庫株の検討等による合わせ技が提案されているが、数値的根拠が不明確。
- 現状分析や提案の骨子は良いが、現状と対策後の計数的な比較が行われていないため、対策の効果について判断できない。
- ノンコア事業を事業譲渡し、本業へ集中するのが対策の骨子。しかし、その結果、ファミリーの財産の状況がどう変化していくのか、本業をどのように運営していくのか、という点について全く考慮されていない。
- 社長、副社長の持株を専務に贈与しているが、その贈与税をどう支払うのか記述がない。
- 投資政策書は、ファミリーのメンバー全員が目にすることを念頭に置いて記述すべき。同じ事実でも個人の受け止め方は異なるため、個人の不満等に関する記述に関しては、争続につながらないよう十分な配慮が必要。

○ 協会としては、投資政策書のレベルアップのため、引続きセミナー、スクールの内容充実に注力していきます。

〔 なお、本件については、照会・質問等には一切お答え出来ませんので、ご了承ください。 〕

以 上